

平成16年

街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止する  
ための総合対策の推進に関する  
総合評価経過報告書

平成17年9月  
国家公安委員会・警察庁

## はじめに

国家公安委員会及び警察庁は、「街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進」について、平成15年から17年までの3年間で、総合評価方式による政策評価を実施することとしている。

国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画においては、総合評価方式の評価に2年以上の期間を要する施策であって、当該期間が経過していないものについては、必要に応じて、評価の経過を記載した経過報告書を作成するものとされている。「街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進」については、各施策の推進状況を確認するとともに、必要に応じて施策の実施方法等の改善を図るため、16年末までの推進状況を対象として経過報告書を作成することとした。本報告書は、主として16年中の施策の推進状況を重点的に考察し、施策の効果等を把握することを主眼としている。

なお、本報告書の作成に当たっては、警察庁政策評価研究会から、報告書の記載内容や記載方法等に関して御意見を頂いている。

## (目次)

第1章	「街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進」 について	1
第2章	経過報告	4
総論	街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進	5
第1	街頭活動を強化するための執行体制の確保 犯罪多発時間帯・多発地域における執行力の強化	18
第2	街頭犯罪・侵入犯罪の検挙活動の強化 街頭犯罪・侵入犯罪の現場における検挙活動の強化 捜査の充実強化	20
第3	非行集団に対する取締りの強化、解体補導及び立直り対策の 推進強化 部門間の連携による非行集団対策 非行集団及びその予備軍である非行少年の取締りの推進 非行集団への加入阻止、離脱対策及び立直り対策の推進 地域住民の理解と協力の確保	23
第4	街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為の取締りの推進 街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為の検挙活動の強化 街頭における違反行為の指導取締り活動の推進	28
第5	犯罪類型に応じた防犯対策の推進 自動車盗対策 駐車場の防犯対策 盗品流通防止対策 住宅等に侵入して行われる犯罪の防止対策 スーパーマーケット・コンビニエンスストアの防犯対策 タクシー強盗対策 子どもを犯罪から守るための対策	31

# 第1章 「街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑制するための総合対策の推進」について

## 1 総合対策の実施の経緯

刑法犯認知件数は、平成8年以降、6年連続して戦後最多を記録し、14年には昭和期の約2倍の280万件を超えるなど、極めて憂慮すべき状況にあり、治安の悪化に対する国民の不安感も増大していた。このような情勢にあつて、犯罪の発生の抑止に主眼を置いた対策を推進することが喫緊の課題となっていた。

警察庁においては、「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進について（依命通達）」（14年11月11日付け警察庁乙生発第5号ほか）により「街頭犯罪等抑止総合対策室設置要綱」を定め、次長を長とする「街頭犯罪等抑止総合対策室」を設置し、各部門が連携し、都道府県警察における街頭犯罪等抑止計画（以下「計画」という。）の策定、計画の推進等について必要な指導・支援を行うこととした。

## 2 総合対策の内容

上記通達により示された総合対策の推進方策及び留意事項の概要は、以下のとおりである。

- (1) 平成15年1月1日を始期とし、期間を定めて、地域を限り、特定の犯罪類型を対象とした計画を策定し、一定の期間ごとに計画の達成状況を検証すること。
- (2) 各部門が有機的に連携した総合的な体制を確立し、
  - 刑事部門及び生活安全部門においては、犯罪の発生状況、手口等の情報の共有・分析、計画の策定・見直しへの活用
  - 地域部門等の街頭活動を行う部門においては、街頭における職務質問等による検挙その他の取締り活動
  - 刑事部門においては、犯罪の発生抑止に資する検挙活動
  - 生活安全部門においては、犯罪類型に応じて樹立した実効ある防犯対策を一層推進すること。
- (3) 関係機関・団体との連携に配慮すること。
- (4) 警察署協議会の開催等を通じ、地域住民の要望・意見を踏まえること。

## 3 政策評価の視点

警察庁では、この総合対策について、平成15年から17年までの3年間で、総合評価方式<sup>(注)</sup>による政策評価を実施することとした。

総合対策は、警察庁が都道府県警察に対し個別具体的な施策の実施を指示し、それを受けて一律的・画一的に実施されるものではなく、都道府県警察が個別の実情に応じて計画を策定し、実施するものである。そのため、評価の視点については、対象となる犯罪類型や対策推進手法が多岐にわたることにかんがみ、全国的な統計から得られる認知件数、検挙状況のみならず、都道府県警察で実施された効果的な施策の実施状況等、様々な角度から効果の発現状況を検証することが望ましい。

昨年<sup>(注)</sup>の第1回目の経過報告においては、総合評価計画書において評価の対象とされている各施策の項目ごとに、都道府県警察における施策の推進状況、効果の上昇した事例等を取りまとめた。

第2回目に当たる本経過報告では、総論において、都道府県警察による計画策定状況及びその推進状況について概観するとともに、都道府県警察の自己評価結果を取りまとめた。また、第1から第5までの各論においては、前回と同様、評価の対象とさ

れている各施策の項目ごとに推進状況等を取りまとめることとした。

- ( ) 総合評価方式・・・ 政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

## 第 2 章 經過報告

## 1 政策の内容

国民が身近に不安を感じる街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するため、警察庁が策定した「平成16年における街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の基本方針」に従い、都道府県警察において、犯罪実態の分析結果に基づき、地域を限定し、特定の犯罪類型に重点を絞った計画を策定し、総合的な対策を推進する。

また、施策効果の検証結果に基づき、適宜計画の見直しを行う。

## 2 平成16年の計画の策定

### (1) 基本方針

警察庁では、「平成16年における街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の基本方針について」(16年3月18日付け警察庁丙生企発第14号ほか)により、都道府県警察に対し、街頭犯罪については、15年に減少に至らなかった路上強盗、自動車盗及び強制わいせつ等を重点とし、侵入犯罪については、侵入強盗及び住宅対象の侵入窃盗を重点として、抑止を図ることを指示した。

また、総合対策を効果的に推進していくためには、検挙活動はもとより、犯罪が起こりにくい環境づくりや関係機関との協力が不可欠であることから、

活発な街頭活動の展開と凶器や侵入用具の携帯等秩序違反行為の取締りの積極的な推進

暴走族等の非行集団に対する取締り並びに加入防止、離脱支援及び立直り支援の推進

不良行為少年の補導活動の積極的な推進

駐車場及び駐輪場の防犯対策の強化

地域住民やボランティア団体の活動の支援

を推進することとした。

### (2) 平成16年の計画の策定状況

平成16年中に、都道府県警察から警察庁街頭犯罪等抑止総合対策室に対して報告された計画は187であった(15年は188)。

また、1都道府県警察当たりの計画の策定数については、

- ・ 1の計画を策定したのは20都県
- ・ 2の計画を策定したのは5道府県
- ・ 3の計画を策定したのは6県
- ・ 4以上10以下の計画を策定したのは12県
- ・ 11以上の計画を策定したのは4府県

であった。

### (3) 計画の対象とした犯罪類型の選定状況



上記の187の計画で対象とされた犯罪類型（重複して選定）は、

- ・ 車上ねらいが114（61.6％）
- ・ 空き巣が104（56.2％）
- ・ 自動車盗が86（46.5％）
- ・ 忍び込み78（42.2％）
- ・ オートバイ盗が49（26.5％）
- ・ ひったくりが60（32.4％）
- ・ 強制わいせつが41（22.2％）

であった（別添1参照）。

### 3 平成16年の計画の推進状況

都道府県警察では、「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進について（依命通達）」（14年11月11日付け警察庁乙生企発第5号ほか）及び「平成16年における街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の基本方針について」（16年3月18日警察庁丙生企発第14号ほか）に基づき、総合対策を実施している。

個別の施策の推進状況は、第1から第5までの各論部分に記載することとし、ここでは、総論的事項を記載する。

#### （1）関係各部門の連携による推進体制の確立

全都道府県警察において、関係部門が参画する総合対策本部、総合対策委員会、専門部会、分科会等を設置し、また、必要に応じて、専門性、機動性を重視したプロジェクトチーム等を編成した。

##### 【事例】

平成14年11月から、街頭犯罪等抑止総合対策本部を設置し、総合対策を推進してきたところ、16年1月から、活動方針をより詳細に検討するため、対策本部の下に、街頭活動強化部会、検挙対策部会、防犯対策部会、少年犯罪等対策部会及び犯罪分析・情報発信対策部会の各専門部会を設置した（青森県）。

#### （2）警察署協議会等で示された地域住民の要望・意見の反映

各警察署において、警察署協議会等を通じて、地域住民に犯罪の発生状況や推進中の施策を報告するとともに、地域住民からの要望・意見を聴取し、総合対策に反映させた。

##### 【事例】

平成16年中、公園で小学生が鎌を体に押しつけられる事件が発生し、警察署協議会において子どもの安全対策を強化すべき旨の提言が行われた。これを受け、県や地域住民と協力して管内のすべての公園の安全点検及び一斉清掃を実施するとともに、子どもの健全育成に関するフォーラムを開催した（沖縄県）。

( 3 ) 犯罪実態分析を多角的に行うための情報管理システムの整備

警察庁では、平成15年度、群馬県、三重県及び福岡県の警察本部及び管内の刑法犯認知件数が年間2,500件を超える警察署に、犯罪情報地理分析システムを整備した(16年度運用開始)。

また、都道府県警察においても、独自に犯罪情報分析のためのシステムを整備し、犯罪発生状況を電子地図に表示することなどにより、犯罪実態の多角的な把握・分析に努めるとともに、ウェブサイト等により国民へ情報を提供した。

【事例】

16年4月、犯罪情報地理分析システムを県内全20警察署に整備した。また、同システムを活用して作成した情報を、住民にウェブサイト等により提供した(群馬県)。

( 4 ) 国民の自主防犯活動の活性化

ア 地域安全情報の効果的な提供

警察庁では、「国民に対する防犯情報の提供の推進について(通達)」(平成15年11月14日付け警察庁丁生企発第371号)を発出した。都道府県警察においては、これを踏まえ、地域住民、学校、事業者等に対し、提供先の特性に応じた地域安全情報を提供するとともに、その提供に当たっては、ウェブサイト、ミニ広報紙、新聞折込チラシ等の各種媒体を活用した。

【事例】

16年1月から、県警ウェブサイトに加え、県及び市町村の広報誌、民間ラジオのスポット放送、繁華街の電光掲示板等において、住宅侵入盗、車上ねらいの発生状況等の地域安全情報の提供を実施した(大分県)。

イ 自主防犯活動との連携

都道府県警察において、自主防犯活動に取り組む地域住民やボランティア団体等に対して、地域安全情報の提供、防犯相談や参加・体験・実践型の防犯教育、警察官との合同パトロール等の支援を行った。

【事例】

警察署単位に設置されている防犯推進委員協議会の支部員と生活安全課員・交番勤務員等が連携して、定期的に夜間の防犯パトロールを実施した(京都府)。

ウ 緊急地域雇用創出特別交付金を活用した地域安全パトロールの実施

都道府県警察において、緊急地域雇用創出特別交付金を活用して、警備業者等による地域安全パトロールを推進した。

【事例】

15年9月から、民間警備員で構成される「地域安全パトロール隊」が、犯罪の多発する地域で街頭パトロールを行うとともに、侵入盗が多発する地区で啓発チラシを配布するほか、通学路で不審者の警戒を行うなどの活動を実施しており、16年中の活動範囲は60警察署の管内に及んだ(千葉県)。

#### 4 平成16年の取組みによる成果の検証

##### (1) 平成16年の犯罪情勢

###### ア 刑法犯の認知及び検挙の状況

総合対策の2年目である16年中の刑法犯認知件数は2,562,767件と、前年より227,369件(8.1%)減少した。15年に引き続き2年連続して減少しており、増加傾向には一定の歯止めが掛かった。また、16年中の刑法犯の検挙件数、検挙人員は、それぞれ667,620件、389,027人と、前年より19,301件(3.0%)、9,425件(2.5%)増加し、16年中の刑法犯の検挙率は26.1%と、前年より2.9ポイント上昇した。

しかしながら、刑法犯認知件数は、治安が良いといわれていた昭和期の約2倍の水準にあり、治安情勢は依然として厳しい(別添2参照)。

###### イ 街頭犯罪の認知状況

16年中の主な街頭犯罪<sup>(1)</sup>の認知件数は1,275,413件(前年比205,964件(13.9%)減)と、2年連続して減少した。

(1) 「主な街頭犯罪」とは、路上強盗、ひったくり、強姦(街頭)、強制わいせつ(街頭)、略取誘拐(街頭)、暴行(街頭)、傷害(街頭)、恐喝(街頭)、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらいをいう。

###### ウ 侵入犯罪の認知状況

16年中の主な侵入犯罪<sup>(2)</sup>の認知件数は331,228件(前年比45,218件(12.0%)減)と、減少に転じた。

(2) 「主な侵入犯罪」とは、侵入強盗、侵入窃盗、住居侵入をいう。

###### エ 犯罪類型別の計画の達成状況

取組みの対象とした犯罪の認知件数を減少させることができた計画の数を犯罪類型別にみると、

- ・ 自動販売機ねらいは、47計画中42計画(89.4%)
- ・ 出店荒しは、38計画中33計画(86.8%)
- ・ 車上ねらいは、114計画中98計画(86.0%)

で減少を図ることができた。その一方で、

- ・ 空き巣は、104計画中66計画(64.7%)
- ・ 居空きは、49計画中25計画(51.0%)

で減少するにとどまった。

###### オ 「平成16年における街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の基本方針」で重点目標として掲げた犯罪類型の抑止の状況

###### (ア) 路上強盗

路上強盗の認知件数は、8年以降15年まで増加傾向にあったが、16年中は2,695件(前年比260件(8.8%)減)と、減少に転じた。

###### (イ) 自動車盗

自動車盗の認知件数は、11年以降15年まで増加傾向にあったが、16年中は58,737件(前年比5,486件(8.5%)減)と、減少に転じた。

(ウ) 街頭における強制わいせつ

街頭における強制わいせつの認知件数は、11年以降15年まで増加傾向にあったが、16年中は5,510件（前年比635件（10.3%）減）と、減少に転じた。

(エ) 街頭における略取誘拐

略取誘拐の認知件数は、14年、15年と2年連続して増加していたが、16年中は237件（前年比24件（11.3%）増）と、引き続き増加した。

(オ) 侵入強盗

侵入強盗の認知件数は、10年以降15年まで増加傾向にあったが、16年中は2,776件（前年比89件（3.1%））と、減少に転じた。

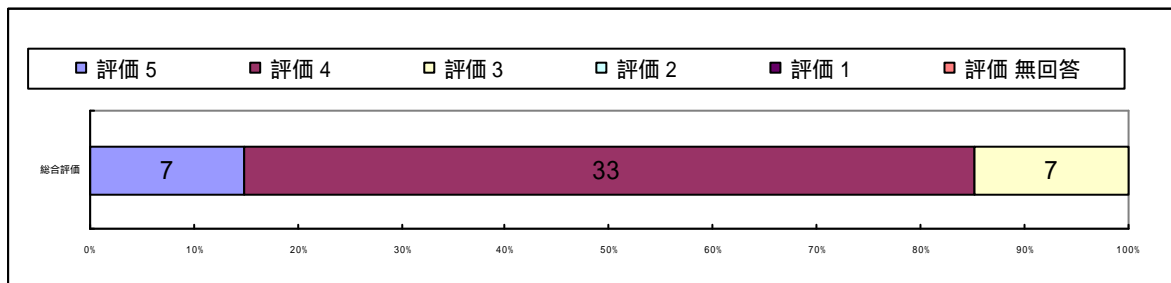
一方、このうち、住宅を対象とした侵入強盗の認知件数は、前年より63件（7.1%）増加した。

(カ) 侵入窃盗

16年中の侵入窃盗の認知件数は290,595件（前年比42,638件（12.8%）減）と、2年連続で減少した。

(2) 都道府県警察による自己評価の実施

警察庁では、計画の効果を把握する一助とするため、都道府県警察に対して、5段階評価による計画の自己評価を実施するよう指示した。それによると、総合対策全般の評価を4以上としたところが8割を超えた。



【自己評価例】

16年中の刑法犯の認知件数が前年より9.9%減少するとともに、刑法犯の検挙率が48.0%と高水準を維持しており、総合対策は成果を上げていると認められる。

17年の総合対策では、少年非行防止総合対策を重要な柱とすること、地域共同体との連帯を強化して住民の自主防犯活動等への支援を行う「秋田県地域安全ネットワーク」を構築し、4月からそれを有効活用した施策を推進すること、16年12月に官民合同36機関・団体が参加して設立した「秋田県外国人犯罪対策連絡協議会」の効果的な運用を図り、来日外国人犯罪対策を推進することを基本方針とした（秋田県）。

16年中は、侵入強盗や強制わいせつ等の認知件数の減少により、計画の対象とした犯罪の認知件数は、前年より323件（5.0%）減少し、6,133件となった。一方で、振り込め詐欺や器物損壊の認知件数の増加により、刑

法犯認知件数は前年より294件（2.2%）増加し、13,482件となった。17年は、16年中の犯罪の発生状況を考慮して目標の見直しを行い、総合対策を推進していく（高知県）。

15年は、3計画を策定し総合対策に取り組んだが、計画対象地域以外の地域で刑法犯認知件数が増加し、十分な成果が得られなかった。16年は、計画数を7計画に増やして取り組んだ結果、計画対象地域すべてで刑法犯認知件数が減少した（栃木県）。

## 5 都道府県警察に対する指示

### （1）平成17年における街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の基本方針の策定

警察庁では、16年中の総合対策の推進結果を踏まえ、「平成17年における街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の基本方針について」（16年11月17日付け警察庁丙生企発第77号ほか）を発出した（別添3参照）。

#### ア 重点目標

街頭犯罪については、依然として多発している路上強盗、ひったくり、自動車盗、車上ねらい等の更なる抑止を図る。また、認知件数が増加している街頭における略取誘拐の抑止を図る。

侵入犯罪については、住宅及びコンビニエンスストアへ侵入して行われる強盗と住宅へ侵入して行われる窃盗の抑止を図る。

#### イ 効果の検証結果を踏まえた計画の策定

対象犯罪の増減、周辺地域に及ぼす影響、刑法犯認知件数全体への影響等について検証を行い、その結果を17年の計画に反映させる。

県全域を対象地域とすることなく、犯罪が相対的に多い地域を選定する。

計画の対象を単なる侵入強盗ではなく、そのうちコンビニエンスストアを対象としたものに限るなど、多発している犯罪類型に絞り込む。

### （2）執務資料の作成

警察庁が、全国の街頭犯罪及び侵入犯罪の認知・検挙状況や優れた都道府県警察の施策を取りまとめた執務資料を作成し、都道府県警察に送付した。

### （3）管区警察局単位の担当者会議の開催

管区警察局ごとに「街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策担当者会議」を開催し、総合対策の推進状況を把握するとともに、警察庁が示した施策例の説明や優れた都道府県警察の施策例の紹介を行った。

## 6 政策所管課

生活安全企画課、刑事企画課、総務課、情報管理課

犯罪類型	計画数 (全体に占める割合)	達成状況		対象犯罪に 選定した都 道府県数	県下全域で認知件数が減少した都道府県の数			県下全域で認知件数が増加した都道府県の数		
		認知件数が 減少した 計画数	認知件数が 増加した 計画数		対象地域において 対象犯罪が減少、 対象地域外は増加	対象地域において 対象犯罪が増加、 対象地域外は減少	対象地域において 対象犯罪が減少、 対象地域外は増加	対象地域において 対象犯罪が増加、 対象地域外は減少	対象地域において 対象犯罪が増加、 対象地域外は減少	対象地域において 対象犯罪が増加、 対象地域外も増加
街頭犯罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
路上強盗	33 (17.8%)	21 (63.6%)	12 (36.4%)	20	14 (70.0%)	1 78.6%	2 14.3%	2 14.3%	6 (30.0%)	5 83.3%
ひったくり	60 (32.4%)	44 (73.3%)	16 (26.7%)	32	26 (81.2%)	3 76.9%	3 11.5%	3 11.5%	6 (18.8%)	5 83.3%
強姦	10 (5.4%)	7 (70.0%)	3 (30.0%)	7	7 (100.0%)	5 71.4%	0 0.0%	2 28.6%	0 (0.0%)	0 0.0%
強制わいせつ	41 (22.2%)	34 (82.9%)	7 (17.1%)	23	20 (87.0%)	2 85.0%	2 10.0%	1 0.5%	3 (13.0%)	1 33.3%
略取 誘拐	3 (1.6%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)	3	3 (100.0%)	1 33.3%	1 33.3%	1 33.3%	0 (0.0%)	0 0.0%
暴行	5 (2.7%)	2 (40.0%)	3 (60.0%)	5	2 (40.0%)	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 (60.0%)	3 100.0%
傷害	5 (2.7%)	5 (100%)	0 (0.0%)	5	5 (100.0%)	5 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 (0.0%)	0 0.0%
恐喝	12 (6.5%)	6 (50.0%)	6 (50.0%)	9	6 (66.6%)	5 83.3%	0 0.0%	1 16.7%	3 (33.3%)	2 66.7%
自動車盗	58 (31.4%)	45 (77.6%)	13 (22.4%)	35	26 (74.3%)	25 96.2%	1 3.8%	0 0.0%	9 (25.7%)	4 44.4%

犯罪類型	計画数 (全体に占める割合)	達成状況		対象犯罪に 選定した都 道府県数	県下全域で認知件数が減少した都道府県の数			県下全域で認知件数が増加した都道府県の数		
		認知件数が 減少した 計画数	認知件数が 増加した 計画数		対象地域において 対象犯罪が減少、 対象地域外も減少	対象地域において 対象犯罪が増加、 対象地域外は減少	対象地域において 対象犯罪が増加、 対象地域外は増加	対象地域において 対象犯罪が減少、 対象地域外は減少	対象地域において 対象犯罪が増加、 対象地域外は増加	対象地域において 対象犯罪が増加、 対象地域外も増加
街頭犯罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オートバイ盗	49 (26.5%)	42 (85.7%)	7 (14.3%)	34	28[14] 90.3%	2 6.5%	1 3.2%	1 33.3%	0 0.0%	2[2] 66.7%
自転車盗	86 (46.5%)	65 (75.6%)	21 (24.4%)	41	29[15] 82.9%	3 8.6%	3 8.6%	0 0.0%	1 16.7%	5[2] 83.3%
車上ねらい	114 (61.6%)	98 (86.0%)	16 (14.0%)	43	39[17] 97.5%	1 2.5%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	2 66.7%
部品ねらい	26 (14.1%)	17 (65.4%)	9 (34.6%)	15	10[8] 83.3%	0 0.0%	2 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 100.0%
自動販売機ねらい	47 (25.4%)	42 (89.4%)	5 (10.6%)	32	29[14] 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 33.3%	0 0.0%	2[2] 66.7%

犯罪類型	計画数 (全体に占める割合)	達成状況		対象犯罪に 選定した都 道府県数	県下全域で認知件数が減少した都道府県の数			県下全域で認知件数が増加した都道府県の数		
		認知件数が 減少した 計画数	認知件数が 増加した 計画数		対象地域において 対象犯罪が減少、 対象地域外も減少	対象地域において 対象犯罪が増加、 対象地域外は減少	対象地域において 対象犯罪が減少、 対象地域外は増加	対象地域において 対象犯罪が増加、 対象地域外は減少	対象地域において 対象犯罪が増加、 対象地域外も増加	
侵入犯罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
侵入強盗	17 (9.2%)	11 (64.7%)	6 (35.3%)	12	6(50.0%)		6(50.0%)		6(50.0%)	
空き巣	104 (56.2%)	66 (63.5%)	38 (36.5%)	46	32(69.6%)		14(30.4%)		14(30.4%)	
忍込み	78 (42.2%)	55 (70.5%)	23 (29.5%)	41	29(70.7%)		12(29.3%)		12(29.3%)	
居空き	49 (26.5%)	25 (51.0%)	24 (49.0%)	29	16(55.2%)		13(44.8%)		13(44.8%)	
事務所荒し	41 (22.2%)	28 (68.3%)	13 (31.7%)	25	21(84.0%)		4(16.0%)		4(16.0%)	
出店荒し	38 (20.5%)	33 (86.8%)	5 (13.2%)	24	23(95.8%)		1(4.2%)		1(4.2%)	
住居侵入	2 (1.1%)	2 (100%)	0 (0.0%)	2	2(100.0%)		0(0.0%)		0(0.0%)	

[ ]内は内数で、全県を対象地域としたもの。減少には増減なしを含む。



平成16年における街頭犯罪 侵入犯罪の認知状況

罪種・手口別	平成12年		平成13年		平成14年		平成15年		平成16年	
	増減(数)	(%)	増減(数)	(%)	増減(数)	(%)	増減(数)	(%)	増減(数)	(%)
刑 法 犯 総 数	2,443,470		2,735,612		2,853,739		2,790,136		2,562,767	
	277,844	12.8	292,142	12.0	118,127	4.3	-63,603	-2.2	-227,369	-8.1
街 頭 犯 罪	1,502,108		1,664,309		1,630,549		1,481,377		1,275,413	
	143,096	10.5	162,201	10.8	-33,760	-2.0	-149,172	-9.1	-205,964	-13.9
路 上 強 盗	2,070		2,509		2,888		2,955		2,695	
	575	38.5	439	21.2	379	15.1	67	2.3	-260	-8.8
ひ っ た く り	46,064		50,838		52,919		46,354		39,399	
	4,891	11.9	4,774	10.4	2,081	4.1	-6,565	-12.4	-6,955	-15.0
強 姦	2,260		2,228		2,357		2,472		2,176	
	403	21.7	-32	-1.4	129	5.8	115	4.9	-296	-12.0
うち街頭における強姦	825		806		869		832		732	
	177	27.3	-19	-2.3	63	7.8	-37	-4.3	-100	-12.0
強 制 わ い せ つ	7,812		9,326		9,476		10,029		9,184	
	2,066	38.6	1,514	19.4	150	1.6	553	5.8	-845	-8.4
うち街頭における強制わいせつ	4,475		5,786		5,915		6,145		5,510	
	1,279	40.0	1,311	29.3	129	2.2	230	3.9	-635	-10.3
略 取 誘 拐	302		237		251		248		320	
	53	21.3	-65	-21.5	14	5.9	-3	-1.2	72	29.0
うち街頭における略取誘拐	216		179		175		213		237	
	35	19.3	-37	-17.1	-4	-2.2	38	21.7	24	11.3
暴 行	13,225		16,928		19,442		21,937		23,691	
	5,433	69.7	3,703	28.0	2,514	14.9	2,495	12.8	1,754	8.0
うち街頭における暴行	8,734		11,352		12,814		14,477		15,319	
	3,683	72.9	2,618	30.0	1,462	12.9	1,663	13.0	842	5.8
傷 害	30,184		33,965		36,324		36,568		35,937	
	9,951	49.2	3,781	12.5	2,359	6.9	244	0.7	-631	-1.7
うち街頭における傷害	16,965		19,400		20,465		20,098		19,218	
	5,278	45.2	2,435	14.4	1,065	5.5	-367	-1.8	-880	-4.4
恐 喝	18,926		19,566		18,403		17,595		14,424	
	4,158	28.2	640	3.4	-1,163	-5.9	-808	-4.4	-3,171	-18.0
うち街頭における恐喝	13,230		13,856		12,514		11,089		8,534	
	2,811	27.0	626	4.7	-1,342	-9.7	-1,425	-11.4	-2,555	-23.0
自 動 車 盗	56,205		63,275		62,673		64,223		58,737	
	13,113	30.4	7,070	12.6	-602	-1.0	1,550	2.5	-5,486	-8.5
オ ー ト バ イ 盗	253,433		242,517		198,642		154,979		126,717	
	10,456	4.3	-10,916	-4.3	-43,875	-18.1	-43,663	-22.0	-28,262	-18.2
自 転 車 盗	445,301		521,801		514,120		476,589		444,268	
	36,995	9.1	76,500	17.2	-7,681	-1.5	-37,531	-7.3	-32,321	-6.8
車 上 ね ら い	362,762		432,140		443,298		414,819		328,921	
	68,127	23.1	69,378	19.1	11,158	2.6	-28,479	-6.4	-85,898	-20.7
部 品 ね ら い	101,338		129,380		128,539		120,726		112,161	
	27,514	37.3	28,042	27.7	-841	-0.7	-7,813	-6.1	-8,565	-7.1
自 動 販 売 機 荒 し	190,490		170,470		174,718		147,878		112,965	
	-31,838	-14.3	-20,020	-10.5	4,248	2.5	-26,840	-15.4	-34,913	-23.6
侵 入 犯 罪	319,248		332,719		374,602		376,446		331,228	
	42,069	15.2	13,471	4.2	41,883	12.6	1,844	0.5	-45,218	-12.0
侵 入 強 盗	1,786		2,335		2,436		2,865		2,776	
	137	8.3	549	30.7	101	4.3	429	17.6	-89	-3.1
侵 入 窃 盗	296,486		303,698		338,294		333,233		290,595	
	35,505	13.6	7,212	2.4	34,596	11.4	-5,061	-1.5	-42,638	-12.8
住 宅 対 象	154,074		161,883		189,336		190,473		170,991	
	19,582	14.6	7,809	5.1	27,453	17.0	1,137	0.6	-19,482	-10.2
そ の 他	142,412		141,815		148,958		142,760		119,604	
	15,923	12.6	-597	-0.4	7,143	5.0	-6,198	-4.2	-23,156	-16.2
住 居 侵 入	20,976		26,686		33,872		40,348		37,857	
	6,427	44.2	5,710	27.2	7,186	26.9	6,476	19.1	-2,491	-6.2

原 議 保 存 期 間 1 年 (平成17年12月31日まで)
------------------------------------

各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿  
(参考送付先)  
庁 内 各 局 部 課 長  
各 附 属 機 関 の 長  
各 地 方 機 関 の 長

警察庁丙生企発第77号、丙刑企発第93号  
平成16年11月17日  
警察庁生活安全局長  
警察庁刑事局長

平成17年における街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の基本方針について  
各都道府県警察においては、「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進について(依命通達)」(平成14年11月11日付け警察庁乙生発第5号ほか)及び「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進上の留意事項について」(平成14年11月11日付け警察庁丙生企発第69号ほか)に基づき、それぞれ策定した街頭犯罪等抑止計画(以下「計画」という。)に従い、街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策(以下「総合対策」という。)を推進しているところであるが、このたび、警察庁街頭犯罪等抑止総合対策室において、平成16年9月末までの総合対策の推進状況を踏まえ、平成17年における総合対策の基本方針が別紙のとおり決定された。

各都道府県警察においては、平成17年における計画の見直し及び総合対策の推進に当たっては、別添「平成17年における街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の基本方針」に基づいて総合対策を引き続き強力に推進し、その実を挙げられたい。

なお、総合対策の推進の結果、街頭犯罪・侵入犯罪の増加傾向には一定の歯止めが掛かっているものの、いわゆる「オレオレ詐欺」等の身近な知能犯罪がここ1、2年急激に増加していることから、今後、身近な知能犯罪に対する対策を総合対策の枠組みに加えることとし、追って関係通達を発出することとする。

## 平成17年における街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の基本方針

平成17年における街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進に当たっては、「平成16年9月末までの街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進状況」（別紙）を踏まえ、特に次の点に留意して取り組むものとする。

### 1 重点目標

平成16年における街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進状況の検証を踏まえ、国民が身近に不安を感じる街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を更に抑止し、国民の体感治安の向上を図る。

#### (1) 街頭犯罪

街頭犯罪については、認知件数は減少しているものの、依然として発生水準の高い路上強盗、ひったくり、自動車盗、車上ねらいその他の犯罪類型について、更なる抑止を図る。また、平成16年9月末現在の認知件数が、前年同期に比べて増加している街頭における略取誘拐の抑止を図る。

#### (2) 侵入犯罪

侵入犯罪については、平成16年9月末現在の認知件数が、前年同期に比べて増加している侵入強盗（特に住宅対象及びコンビニエンスストア対象）の抑止を図る。また、認知件数は減少しているものの、依然として発生水準の高い住宅対象侵入窃盗の更なる抑止を図る。

### 2 効果の検証を踏まえた計画の策定

#### (1) 効果の検証

計画の見直しに当たっては、対象地域における対象犯罪の増減、周辺地域に及ぼす影響、あるいは対象地域における刑法犯認知件数全体への影響など、推進してきた計画の効果、適否を検証して評価を行い、その結果を踏まえて平成17年の計画に反映させる。

さらに、検証に当たっては、計画の見直しに真に役立つものとなるよう、単なる数値の比較にとどまることなく、例えば、コンビニエンスストア等の防犯基準が策定されている施設については、その遵守状況と被害状況との相関関係について調査するなど、講じた施策、講じる必要のある施策などの対策面に配意した多角的な分析を加えながら実施する。

#### (2) 対象地域の選定

対象地域については、認知件数が必ずしも多くない地域を選定したり、網羅的、全県一律に対象地域を選定したりすることのないよう、地域の特性のみならず犯罪発生実態に即して、犯罪が相対的に多発している地域を適切に選定する。

### (3) 対象犯罪の選定

対象犯罪については、認知件数が必ずしも多くない犯罪を選定したり、網羅的、画一的に対象犯罪を選定したりすることのないよう、地域の特性のみならず犯罪発生実態に即し、多発している犯罪類型に絞り込むとともに、具体的な犯罪類型（例えば、単なる「侵入強盗」ではなく「コンビニエンスストア対象の侵入強盗」）を選定する。

## 3 具体的施策

- (1) 地域警察官を始めとする制服警察官の活発な街頭活動を展開し、職務質問を励行するとともに、凶器携帯、侵入器具携帯、着色フィルムはり付け車両、偽造ナンバープレート等装着車両等の秩序違反行為の取締りを更に推進する。
- (2) 歓楽街を重点に、地域住民、ボランティア、関係機関等と協働して街頭補導活動を強化し、不良行為少年等の早期発見、指導取締りを更に推進する。また、学校や保護者との緊密な連携による少年の規範意識の高揚を図る。
- (3) 少年、交通、地域等の警察部門が連携し、少年が複数で犯すことの多い種類の犯罪の検挙を通じて、暴走族等の非行集団に対する取締り及び加入防止、離脱や立直りの支援について一層の強化を図る。
- (4) 車上ねらい、部品ねらい及び乗り物盗の発生場所の約4割から約7割を占める駐車（輪）場における各種対策を強力に推進する。
- (5) 子どもに対する声掛け事案やつきまとい事案等の発生に際し、保護者を始め、地域住民、教育関係者との連携を図るとともに、子どもを対象とした防犯教室等の開催や避難方法の訓練等を行い、自主防犯行動の促進を図る。
- (6) 連続発生する街頭犯罪について、徹底した発生情報分析に基づいた捜査員の集中投入等、組織的な検挙活動の強化を図る。
- (7) 金融機関、コンビニエンスストア等の特定事業所の防犯基準に基づく防犯指導を強化するなど、侵入強盗の犯罪類型に応じた防犯対策を推進する。  
また、住宅対象侵入窃盗等の侵入窃盗の侵入手段・手口等の詳細な分析を行い、建物の形態、侵入手段・手口等に即した防犯対策を推進する。
- (8) 侵入窃盗、侵入強盗等については、検挙活動の一層の強化を図る。
- (9) 地域の住民や事業者等への犯罪発生情報や防犯情報等の提供に当たっては、情報の受け手の立場に立って、情報の内容や提供の媒体に工夫を凝らし、情報発信活動を積極的に行い、自主防犯意識の高揚と自主防犯活動を促進するとともに、警察活動への理解と協力の確保に努める。
- (10) 自主防犯組織の結成及びパトロール活動等の自主防犯活動の支援を促進するとともに、警察と地域社会の一層の連携強化を図る。

〔編注〕別紙については省略した。

## 1 政策の内容

街頭で活動する地域警察官等の勤務態勢並びに配置及び運用を見直し、夜間及び休日等の犯罪多発時間帯並びに犯罪多発地域における執行力を強化するための体制を確保する。

## 2 推進状況

### (1) 警ら活動時間の拡大

19道府県警察( )において、地域警察官の勤務の基準となる勤務準則等の見直しを行い、警ら活動時間の拡大を図った。

#### 【事例】

平成16年4月に勤務準則を見直し、1当務の警ら活動時間を、

- ・ 交替制勤務の交番勤務員は、「5時間」から「8時間」に、
- ・ 日勤制勤務の駐在所勤務員は、「1.5時間」から「3時間」に

することにより、地域警察官の街頭活動を強化した(山形県)。

( ) 北海道、岩手県、山形県、埼玉県、神奈川県、長野県、富山県、岐阜県、三重県、滋賀県、兵庫県、大阪府、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、宮崎県

### (2) 交番を拠点としたパトカーの運用

19道府県警察( )において、パトカーが事件・事故の発生現場へより早く到着できるよう、警察署ではなく交番を拠点とした運用を行っている。

( ) 北海道、茨城県、埼玉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、富山県、石川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、長崎県、大分県、沖縄県

### (3) 街頭活動を強化するための新たな執行隊の活用

14都府県警察( )において、機動警察隊等を新たに設置し、街頭活動の強化を図った。

#### 【事例】

##### 特別機動警察隊の新設

ひったくり、自動販売機ねらい等夜間帯に多発する犯罪の抑止及び検挙を目的に、平成16年4月、生活安全部に65名体制の特別機動警察隊を新設し、繁華街や犯罪多発地域に警察官を集中的に投入し、警戒活動及び捜査活動を強化した(宮崎県)。

( ) 宮城県、秋田県、福島県、警視庁、栃木県、三重県、京都府、和歌山県、徳島県、香川県、高知県、福岡県、長崎県、宮崎県

### (4) 自動車警ら隊、機動隊、機動捜査隊等の執行隊の集中運用

街頭犯罪や侵入犯罪が多発する地域や時間帯における警戒活動及び捜査活動を強化するため、警察本部の自動車警ら隊、機動隊、機動捜査隊等の執行隊を

特定の地域や時間帯において集中的に活動させた。

【事例】

大阪府内で発生したひったくりの約7割がオートバイを用いた犯行であることから、平成14年から、ひったくりの多発する地域及び時間帯に、「大阪スカイブルー隊」(ひったくり対策を目的として方面機動警ら隊に配置しているバイク部隊)、航空隊(ヘリコプター)及び機動隊を投入し、15年からはこれらに加えて白バイや交通機動隊のパトカーを投入し、警戒活動及び捜査活動を実施した。これらの施策が奏功し、16年の大阪府のひったくりの認知件数は6,403件と、前年より1,417件(18.1%)減少した(大阪府)。

(5) 交番相談員の勤務時間の見直し

11県警察( )において、交番に勤務する警察官の警ら活動時間等を増加させるため、その事務を補完する役割を担う交番相談員が早朝や夜間にも勤務できるよう、勤務時間の見直しを行った。

【事例】

平日の午前9時30分から午後4時30分までであった交番相談員の勤務時間を、平成16年から、早番(午前7時30分から午後2時30分まで)と遅番(午後1時30分から午後8時30分まで)の2種類に分けるとともに、土日祝日を勤務日に指定することができるよう見直しを行い、交番相談員を弾力的に運用できるようにした(山梨県)。

( ) 福島県、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県、三重県、兵庫県、島根県、徳島県、大分県、  
沖縄県

3 政策所管課  
地域課

1 政策の内容

(1) 街頭犯罪・侵入犯罪の現場における検挙活動の強化

地域警察官の配置や運用を的確に行うとともに、街頭犯罪・侵入犯罪の多発地域に警察本部の自動車警ら隊、機動捜査隊等の執行隊を重点的に投入する。また、職務質問の技能に関する指導及び教育を徹底する。

(2) 捜査の充実強化

現場臨場時に、現場保存の措置、指紋・足こん跡等の採取等、被疑者の割出しや余罪解明に資する鑑識活動を確実に実施するとともに、装備資機材の有効活用を図るなど、街頭犯罪・侵入犯罪の捜査を充実強化する。

2 推進状況

(1) 街頭犯罪・侵入犯罪の検挙状況

平成16年中の街頭犯罪<sup>(1)</sup>の検挙件数は、前年より7,728件(3.6%)増加し、3年連続の増加となる一方、侵入犯罪<sup>(2)</sup>の検挙件数は、前年より4,302件(3.6%)減少した。中でも、部品ねらい及び自動車盗の検挙件数が大幅に増加した(別添参照)。

(1) 街頭犯罪・ここでは、路上強盗、ひったくり、強姦、強制わいせつ、略取誘拐、暴行、傷害、恐喝、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらいをいう。

(2) 侵入犯罪・ここでは、侵入強盗、侵入窃盗及び住居侵入をいう。

(2) 街頭犯罪・侵入犯罪の現場における検挙活動の強化

ア 地域警察官による街頭犯罪・侵入犯罪の検挙状況

平成16年中の地域警察官による街頭犯罪・侵入犯罪の検挙人員は77,057人と、前年より2,708人(3.4%)減少した。また、このうち職務質問によるものは42,272件と、前年より1,317件(3.2%)増加した。

地域警察官による街頭犯罪・侵入犯罪の検挙人員

	12年	13年	14年	15年	16年
検挙人員	72,086	72,310	74,044	79,765	77,057

地域警察官の職務質問による街頭犯罪・侵入犯罪の検挙件数

	12年	13年	14年	15年	16年
検挙件数	36,955	36,496	36,502	40,955	42,272

イ 職務質問技能に関する指導・教育状況

全国の地域警察部門では、職務質問技能の向上を図るため、職務質問技能指導員等<sup>( )</sup>を活用している。16年中は、全国で677人の職務質問技能指導員等が、延べ約13,700人の地域警察官に同行し、実践的な指導を実施した。

( )職務質問技能指導員等

警察庁指定広域技能指導官(職務質問)のほかに、都道府県警察では、職務質問による犯罪検挙実績が優秀である者等を、警察本部長が技能指導官(職務質問)に、地域警察担当部長等が職務質問技能指導員にそれぞれ指定し、

同行指導等の実践指導を行わせることにより、地域警察官の職務質問技能の向上を図っている。

**【事例】**

16年5月、職務質問技能指導員とその指導を受けていた地域警察官が、不審な駐車車両の運転者に職務質問を実施したところ、急にエンジンをかけ発進しようとした。そこで、運転免許証等の提示を求めたところ、詐欺事件で指名手配されている者であることが判明し、逮捕した（北海道）。

**(3) 捜査活動の充実強化**

警察庁は、都道府県警察に対し、「街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進上の留意事項について」（平成14年11月11日付け警察庁丙生企発第69号ほか）により、現場鑑識活動の活性化、装備資器材の有効活用等、街頭犯罪・侵入犯罪の捜査の充実強化について指示した。

**ア 現場鑑識活動による街頭犯罪・侵入犯罪の検挙状況**

**【事例】**

16年7月、空き巣事件の現場に臨場した地域警察官が空き瓶から指紋を採取し、照会を行ったところ、前歴者の指紋と合致したことなどにより、被疑者の検挙に至った（広島県）。

**イ 街頭犯罪・侵入犯罪に有効な装備資器材の整備状況**

16年度の国の予算により、11都道府県警察に画像監視システム33台を整備して、捜査の効率化・高度化を図った。

**3 政策所管課**

刑事企画課、捜査第一課、犯罪鑑識官、地域課



## 街頭犯罪・侵入犯罪の検挙状況の推移

区分	年次	12年	13年	14年	15年	16年	増減	
							件数・人員	率(%)
刑法犯総数	検挙件数(件)	576,771	542,115	592,359	648,319	667,620	19,301	3.0
	検挙人員(人)	309,649	325,292	347,558	379,602	389,027	9,425	2.5
街頭犯罪	検挙件数	211,389	191,798	206,442	216,493	224,221	7,728	3.6
	検挙人員	103,900	104,085	104,442	106,570	99,173	-7,397	-6.9
路上強盗	検挙件数	930	968	1,104	1,226	955	-271	-22.1
	検挙人員	1,645	1,658	1,631	1,865	1,377	-488	-26.2
ひったくり	検挙件数	14,796	12,925	18,434	14,861	13,561	-1,300	-8.7
	検挙人員	3,072	3,078	3,158	2,953	2,259	-694	-23.5
強姦	検挙件数	1,540	1,404	1,468	1,569	1,403	-166	-10.6
	検挙人員	1,486	1,277	1,355	1,342	1,107	-235	-17.5
強制わいせつ	検挙件数	3,602	3,887	3,367	3,893	3,656	-237	-6.1
	検挙人員	2,286	2,236	2,130	2,273	2,225	-48	-2.1
略取誘拐	検挙件数	272	211	215	231	232	1	0.4
	検挙人員	180	179	173	151	187	36	23.8
暴行	検挙件数	7,195	7,852	8,348	9,539	10,666	1,127	11.8
	検挙人員	8,119	8,636	9,132	10,124	11,002	878	8.7
傷害	検挙件数	21,731	22,544	23,453	23,659	22,938	-721	-3.0
	検挙人員	29,359	29,584	29,862	28,999	27,069	-1,930	-6.7
恐喝	検挙件数	8,725	7,895	7,022	7,502	5,915	-1,587	-21.2
	検挙人員	11,261	10,186	8,811	8,531	7,063	-1,468	-17.2
自動車盗	検挙件数	11,415	13,390	12,791	11,931	13,765	1,834	15.4
	検挙人員	4,590	4,933	4,775	4,599	3,823	-776	-16.9
オートバイ盗	検挙件数	23,708	19,440	15,725	12,447	11,715	-732	-5.9
	検挙人員	15,143	14,707	13,106	11,213	9,203	-2,010	-17.9
自転車盗	検挙件数	34,575	32,605	29,412	32,489	35,828	3,339	10.3
	検挙人員	19,736	20,173	21,708	25,453	25,926	473	1.9
車上ねらい	検挙件数	45,666	43,176	48,881	60,479	63,171	2,692	4.5
	検挙人員	2,933	3,027	3,322	3,491	3,238	-253	-7.2
部品ねらい	検挙件数	6,527	6,650	7,260	8,515	10,668	2,153	25.3
	検挙人員	2,006	2,082	2,429	2,345	2,134	-211	-9.0
自動販売機 ねらい	検挙件数	30,707	18,851	28,962	28,152	29,748	1,596	5.7
	検挙人員	2,084	2,329	2,850	3,231	2,560	-671	-20.8
侵入犯罪	検挙件数	114,970	95,817	106,110	119,142	114,840	-4,302	-3.6
	検挙人員	18,078	18,662	19,044	20,879	20,897	18	0.1
侵入強盗	検挙件数	1,024	1,116	1,314	1,402	1,458	56	4.0
	検挙人員	982	1,094	1,134	1,310	1,356	46	3.5
侵入窃盗	検挙件数	109,128	89,456	98,335	109,920	104,816	-5,104	-4.6
	検挙人員	13,651	13,712	13,696	14,208	13,548	-660	-4.6
住宅対象	検挙件数	57,893	45,752	51,897	59,133	57,948	-1,185	-2.0
	検挙人員	5,275	5,144	5,241	5,318	5,209	-109	-2.0
その他	検挙件数	51,235	43,704	46,438	50,787	46,868	-3,919	-7.7
	検挙人員	8,376	8,568	8,455	8,890	8,339	-551	-6.2
住居侵入	検挙件数	4,818	5,245	6,461	7,820	8,566	746	9.5
	検挙人員	3,445	3,856	4,214	5,361	5,993	632	11.8

評価の対象とする政策の名称 第3 非行集団に対する取締りの強化、解体補導及び立直り対策の推進強化

1 政策の内容

(1) 部門間の連携による非行集団対策の強化

生活安全、刑事及び交通の各部門が連携し、非行集団対策のための体制を確立する。

(2) 非行集団及びその予備軍である非行少年の取締りの推進

暴走族等の非行集団の取締りを徹底して実施する。また、街頭補導活動を推進し、不良行為の段階での助言及び指導を的確に行う。

(3) 非行集団への加入阻止、離脱対策及び立直り対策の推進

学校等と連携した非行防止教室等の開催、少年サポートチームによる少年の支援、少年及び保護者に対する相談活動の強化等により、少年の非行集団への加入阻止並びに構成員の離脱支援及び立直り支援を推進する。

(4) 地域住民の理解と協力の確保

暴走族等の非行集団の実態及び警察の取組状況に関する情報を発信し、少年に対する声掛け、ボランティア活動への参加等地域住民の協力を得る。

2 推進状況

(1) 部門間の連携による非行集団対策の強化

警察庁は、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」（平成16年4月22日付け警察庁乙生発第9号ほか）及び「暴走族取締強化期間の実施について」（16年4月26日付け警察庁丙交指発第15号ほか）を発出し、都道府県警察に対し、各部門が連携し、非行集団対策等を推進することを指示した。

16年中、暴力団対策法第16条第1項に規定されている少年に対する加入の強要及び勧誘並びに脱退の妨害に係る中止命令を77件（前年比17件増）、再発防止命令を6件（前年比2件増）発出した。

暴力団対策法に基づく加入強要等に係る命令発出状況

	12年	13年	14年	15年	16年
中止命令（件数）	47	80	49	60	77
再発防止命令（件数）	3	6	2	4	6

【事例】

16年9月、山口組傘下組織組員が、暴走族の少年から暴走族脱退の意思を告げられたことから、「辞めるんだったら指一本くらい持ってくるのが普通だろう」と脅して暴力団に加入することを強要した事案について、同組員に対し、中止命令を発出した（群馬県）。

(2) 非行集団及びその予備軍である非行少年の取締りの促進

ア 少年による街頭犯罪の検挙状況

平成16年中の街頭犯罪（ ）に係る少年の検挙人員は31,277人と、前年より5,131人減少した（別添参照）。

（ ） ここでは、ひったくり、路上強盗、車上ねらい、オートバイ盗、部品ねらい、自動車盗、自転車盗及び自動販売機ねらいをいう。

イ 不良行為少年・ぐ犯少年の補導状況

16年中の不良行為少年の補導人員は1,419,085人と、前年より120,517人増加し、過去10年間で最多であった。ぐ犯少年の補導人員は1,657人と、前年より30人増加した。

不良行為少年・ぐ犯少年の補導人員

区分 \ 年別	12年	13年	14年	15年	16年
不良行為少年 (人)	885,775	971,881	1,122,233	1,298,568	1,419,085
ぐ犯少年(人)	1,887	1,811	1,844	1,627	1,657

ウ 暴走族構成員数の推移

16年中の暴走族構成員数は18,811人と、前年より2,373人減少した。

暴走族構成員数の推移

区分 \ 年別	12年	13年	14年	15年	16年
構成員数	27,764	26,360	24,669	21,184	18,811

エ 暴走族のい集走行状況

14年以降の共同危険型暴走族（ ）のい集走行回数、参加人員及び参加台数は、大幅に減少している。

共同して公道を爆音を発して暴走し、一般車両や歩行者に著しい危険や迷惑を及ぼす暴走族

暴走族のい集走行状況

区分 \ 年別	12年	13年	14年	15年	16年
い集走行回数(回)	8,916	8,682	7,430	6,239	5,226
参加人員(人)	202,834	210,408	184,857	136,155	93,438
参加台数(台)	106,565	109,846	101,118	74,865	52,127

オ 暴走族に関する110番通報状況

16年中の暴走族に関する110番通報件数は87,448件と、前年より18,711件減少した。

暴走族に関する110番通報状況

区分 \ 年別	12年	13年	14年	15年	16年
110番通報件数	148,570	146,042	129,808	106,159	87,448

カ 暴走族追放に関する条例による検挙状況

16年12月末現在、全国258自治体（22道府県58市150町28村）で暴走族追放に関する条例が施行されている。このうち、48自治体（19道府県29市町村）のものが罰則規定を設けている。16年中は、これらの条例違反で22件30名を検挙した。

【事例】

16年8月、暴走族構成員が、自動二輪車2台で、駅コンコース内を空

ぶかしなどを繰り返しながら通行した事件を条例違反で検挙した（静岡県）。

(3) 非行集団への加入阻止、離脱対策及び立直り対策の推進

ア 少年サポートセンター等における相談受理

少年サポートセンターの警察施設から外部施設への移転を推進するほか、フリーダイヤルや電子メールによる相談の受理を行うなど、少年が相談をしやすい環境の整備をしている。

平成16年の少年及び保護者等からの相談内容

相談内容 相談者	非行	学校	家庭	交友	健康	犯罪 被害	家出	その他	合計
少年	1,833	2,679	2,132	3,691	2,228	2,762	406	7,470	23,201
割合	7.9%	11.5%	9.1%	15.9%	9.6%	11.9%	1.7%	32.1%	100.0%
保護者等	17,482	7,979	11,493	4,825	4,201	4,965	7,528	11,153	69,626
割合	25.1%	11.4%	16.5%	6.9%	6.0%	7.1%	10.8%	16.0%	100.0%

イ 非行集団への加入阻止

都道府県警察では、少年の非行集団への加入を阻止するため、学校と連携して非行防止教室等を開催するとともに、警察、学校、教育委員会、児童相談所、保護観察所等の関係機関の担当者とボランティアで構成する少年サポートチームの活動により、非行等の問題を抱えた少年の支援に努めている。

16年の非行防止教室等の開催数は22,211回であった。また、少年サポートチームの形成数は922と、前年より148増加した。

【事例】

不良行為を繰り返し、教諭の指導にも反抗的な態度をとっていた中学生らの立直りを図るため、警察、中学校、児童相談所等の職員から成る少年サポートチームを編成し、警察が継続補導を、中学校が学習支援を、児童相談所が保護者への指導を実施した（警視庁）。

中学・高校生へのパンフレットの配布

16年2月、暴走族問題に対する注意喚起を図るため、「暴走族なんか入っちゃだめ！そこはあなたの居場所じゃない。」と題するパンフレットを県内すべての中学生及び高校生に配布した（愛知県）。

ウ 非行集団からの離脱、立直りに資する「居場所づくり」対策の推進状況

都道府県警察では、非行集団の構成員や非行少年等の立直りを支援するため、関係機関・団体、ボランティア等と連携し、社会奉仕活動、環境美化活動、スポーツ活動への参加を促進するなど様々な活動機会・居場所づくりを推進している。

(4) 地域住民の理解と協力の確保

都道府県警察では、警察の取組みに対する理解と協力を確保するため、地域住民等に対し、非行集団の実態、少年非行や犯罪被害等の実態及び警察の取組みに関する情報を発信している。

3 政策所管課

少年課、交通指導課、暴力団対策課

## 街頭犯罪に係る少年の検挙人員 (平成12年～16年)の推移

	12年	13年	14年	15年	16年	増減
総 数	51,209	51,987	52,979	55,150	50,520	-4,630
少年	35,682	36,700	36,786	36,408	31,277	-5,131
少年の占める割合	69.7%	70.6%	69.4%	66.0%	61.9%	-4.1
ひ っ た く り	3,072	3,078	3,158	2,953	2,259	-694
少年	2,179	2,190	2,166	1,957	1,352	-605
少年の占める割合	70.9%	71.2%	68.6%	66.3%	59.8%	-6.5
路 上 強 盗	1,645	1,658	1,631	1,865	1,377	-488
少年	1,122	1,103	1,027	1,227	763	-464
少年の占める割合	68.2%	66.5%	63.0%	65.8%	55.4%	-10.4
車 上 ね ら い	2,933	3,027	3,322	3,491	3,238	-253
少年	658	663	816	776	681	-95
少年の占める割合	22.4%	21.9%	24.6%	22.2%	21.0%	-1.2
オ ー ト バ イ 盗	15,143	14,707	13,106	11,213	9,203	-2,010
少年	14,746	14,288	12,650	10,669	8,735	-1,934
少年の占める割合	97.4%	97.2%	96.5%	95.1%	94.9%	-0.2
部 品 ね ら い	2,006	2,082	2,429	2,345	2,134	-211
少年	1,259	1,329	1,574	1,468	1,255	-213
少年の占める割合	62.8%	63.8%	64.8%	62.6%	58.8%	-3.8
自 動 車 盗	4,590	4,933	4,775	4,599	3,823	-776
少年	1,531	1,691	1,680	1,542	1,216	-326
少年の占める割合	33.4%	34.3%	35.2%	33.5%	31.8%	-1.7
自 転 車 盗	19,736	20,173	21,708	25,453	25,926	473
少年	12,991	13,843	14,710	16,316	15,342	-974
少年の占める割合	65.8%	68.6%	67.8%	64.1%	59.2%	-4.9
自動販売機ねらい	2,084	2,329	2,850	3,231	2,560	-671
少年	1,196	1,593	2,163	2,453	1,933	-520
少年の占める割合	57.4%	68.4%	75.9%	75.9%	75.5%	-0.4

評価の対象とする政策の名称 第4 街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為の取締りの推進

1 政策の内容

(1) 街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為の検挙活動の強化

平成15年9月1日から施行された特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の適正かつ効果的な運用を図るとともに、凶器や侵入器具の携帯その他街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為や街頭犯罪等に発展するおそれのある行為の検挙活動を推進する。

(2) 街頭における違反行為の指導取締り活動の推進

関係機関・団体やボランティアが行うピンクビラや放置自転車の撤去、落書きの消去等の活動と連携して、違法営業の看板掲出やピンクビラの貼付・配布のような街頭において公然と行われている違法行為を看過することなく適切に取り締まる。

2 推進状況

(1) 街頭犯罪・侵入犯罪の手段等となり得る行為の検挙活動の強化

ア 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反の検挙状況

警察庁では、「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律等の施行について(依命通達)」(平成15年8月1日付け警察庁乙生発第6号)を発出し、適正かつ効果的な運用を図るよう都道府県警察に対して指示するとともに、街頭で勤務する警察官が現場で活用するための「侵入器具・凶器取締り必携」を作成し、配布した。16年中の特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律違反の検挙件数は505件、検挙人員は319人であった。

イ 凶器携帯違反の検挙状況

16年中の軽犯罪法第1条第2号(凶器携帯の禁止)違反の検挙件数は6,266件と、前年より3,483件(152.2%)増加し、検挙人員は6,147人と、前年より3,455人(128.3%)増加した。

また、16年中の銃砲刀剣類所持等取締法第22条(刃体の長さが6センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止)違反の検挙件数は4,006件と、前年より36件(0.9%)増加し、検挙人員は2,980人と、前年より316人(11.9%)増加した。

凶器携帯違反の検挙状況

		12年	13年	14年	15年	16年
軽犯罪法 第1条第2号違反	件数	1,303	1,488	1,676	2,783	6,266
	人員	1,275	1,460	1,633	2,692	6,147
銃刀法 第22条違反	件数	3,113	3,212	3,341	3,970	4,006
	人員	2,049	2,106	2,216	2,664	2,980

ウ 侵入器具携帯違反の検挙状況

16年中の軽犯罪法第1条第3号（侵入器具携帯の禁止）違反の検挙件数は297件、検挙人員は235人と、前年よりそれぞれ94件（24.0%）、46人（16.4%）減少した。

侵入器具携帯違反の検挙状況

		12年	13年	14年	15年	16年
軽犯罪法	件数	303	312	363	391	297
第1条第3号違反	人員	244	238	284	281	235

エ 特定の手口による侵入窃盗の状況

16年中のピッキング用具を使用した侵入窃盗の認知件数は4,355件と、前年より4,996件（53.4%）減少した。

また、16年中のドリルを使用したサムターン回しによる侵入窃盗の認知件数は1,763件と、前年より2,603件（59.6%）減少した。

ピッキングを使用した侵入窃盗の認知・検挙状況

	12年	13年	14年	15年	16年
認知件数	29,211	19,568	19,121	9,351	4,355
検挙件数	-	-	4,736	3,299	2,418

ドリルを使用したサムターン回しによる侵入窃盗の認知・検挙状況

	15年	16年
認知件数	4,366	1,763
検挙件数	182	999

オ 軽犯罪法違反及び迷惑防止条例違反の検挙状況

（ア）軽犯罪法違反の検挙状況

16年中の軽犯罪法違反の検挙件数は11,598件、検挙人員は11,610人と、前年よりそれぞれ3,883件（50.4%）、3,905人（50.7%）増加した。

軽犯罪法違反の検挙状況

		12年	13年	14年	15年	16年
軽犯罪法違反（総数）	件数	7,836	8,007	6,748	7,712	11,598
	人員	7,897	8,058	6,795	7,705	11,610

（イ）迷惑防止条例違反の検挙状況

16年中の迷惑防止条例違反の検挙件数は7,268件、検挙人員は7,048人と、前年よりそれぞれ787件（12.1%）、703人（11.1%）増加した。

迷惑防止条例違反の検挙状況

		12年	13年	14年	15年	16年
迷惑防止条例違反（総数）	件数	4,974	5,087	5,630	6,481	7,268
	人員	4,836	4,962	5,442	6,345	7,048

カ 道路運送車両法に規定する登録番号標等の表示義務違反の検挙状況

16年中の登録番号標等の表示義務違反の検挙件数は1,046件と、前年より94件（8.2%）減少した。

登録番号標等の表示義務違反の検挙件数

	12年	13年	14年	15年	16年



登録番号標等の表示義務	1,639	1,527	1,329	1,140	1,046
-------------	-------	-------	-------	-------	-------

(2) 街頭における違反行為の指導取締り活動の推進

ア ピンクビラ等の貼付・配布の検挙状況

平成16年中のピンクビラ等の貼付・配布の検挙件数( )は270件、検挙人員は298人と、前年よりそれぞれ67件(33.0%)、48件(19.2%)増加した。

ピンクビラ等の貼付・配付の検挙状況

	15年	16年
検 挙 件 数	203	270
検 挙 人 員	250	298

( ) 各都道府県のいわゆる迷惑防止条例等により「わいせつ行為等に係るビラ等の配布等」違反の検挙として警察庁に報告のあったもの。

イ 騒音運転に係る道路交通法違反の検挙状況

16年中の騒音防止装置等整備不良の検挙件数は1,842件と、前年より112件(6.5%)増加したが、消音器不備、騒音運転の検挙件数は、それぞれ6,312件、501件と、前年より1,938件(23.5%)、102件(16.9%)減少した。

騒音運転に係る道路交通法違反の検挙件数

	12年	13年	14年	15年	16年
騒音防止装置等整備不良	3,065	2,347	2,269	1,730	1,842
消音器不備	12,362	12,030	11,200	8,250	6,312
騒音運転	779	663	562	603	501

ウ 整備不良車両運転の検挙状況

16年中の整備不良車両運転の検挙件数は170,454件と、前年より3,251件(1.9%)減少した。

整備不良車両運転の検挙件数

	12年	13年	14年	15年	16年
整備不良車両運転	116,213	117,125	110,459	173,705	170,454

3 政策所管課

生活安全企画課、交通指導課

1 政策の内容

犯罪類型ごとに、その発生状況や手口等を分析し、防犯基準の策定や広報啓発活動を行うなど、防犯対策を推進する。

2 推進状況

(1) 自動車盗対策

関係省庁及び民間団体で構成された「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」において、「自動車盗難等防止行動計画」に基づく取り組みを推進した。都道府県警察では、これを踏まえ、地域自動車盗難等防止協議会等に参加し、関係機関・団体と連携し、イモビライザの普及促進等を図っている。

イモビライザ装着車種の状況

	15年2月	16年3月	17年3月
装着車種	67車種	113車種	128車種

【事例】

警察本部のウェブサイトで、盗難被害が多発した車名、年式とその被害実態を公表した（愛知県）。

(2) 駐車場の防犯対策

都道府県警察では、警察庁が発出した「駐車場を対象とする防犯対策の推進について」（平成15年4月18日付け警察庁丁生企発第114号）を踏まえ、防犯基準を満たした駐車場を防犯モデル駐車場として登録する制度を整備するなど、駐車場の防犯対策を推進した。

駐車（輪）場における刑法犯認知状況

	12年	13年	14年	15年	16年
刑法犯認知件数	2,443,470	2,735,612	2,853,739	2,790,136	2,562,767
駐車場又は駐輪場における刑法犯認知件数	752,718	909,015	917,300	881,333	771,357
全体に占める割合	30.8%	33.2%	32.1%	31.6%	30.1%

【事例】

16年10月、東京都と共同で、優れた防犯性能を備えたマンション、駐車場等を登録する制度を導入し、その審査基準を策定した（警視庁）。

(3) 盗品流通防止対策

ア 管理者に取得させるべき知識等の拡充

警察庁では、古物営業法施行規則を改正し、中古の自動二輪車又は原動機付自転車を取り扱う営業所等の管理者は、中古の自動車を取り扱う営業所等

の管理者と同様に、一定の知識、技術又は経験を取得するよう努めなければならないこととした。改正規則は、平成17年1月1日から施行された。

イ 盗品売買等防止団体に対する情報の提供

警察庁では、古物営業法施行規則を改正し、都道府県公安委員会がその承認を受けた団体に情報提供を行うことで、当該団体が盗品に関する情報について古物商等からの照会に回答できる仕組みを設けた。改正規則は、17年1月1日から施行された。

(4) 住宅等に侵入して行われる犯罪の防止対策

ア 防犯設備等の普及

警察庁は、関係省庁や民間団体と共に、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」を開催している。また、平成16年4月、侵入までに5分間以上の時間を要するなど一定の防犯性能を備えた建物部品15種類約2,300品目を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」を公表した。

16年9月、警察庁のウェブサイト「住まいる防犯110番」を新設し、侵入犯罪対策等の情報を提供した。

イ 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の施行

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律のうち、指定建物錠の防犯性能の表示に関する規定が16年1月に施行され、シリンダー錠等について、ピッキングにより解錠するまでに要する時間等、製造・輸入業者が表示すべき事項や、その表示方法が統一的に定められ、同年4月からそれに基づく表示制度の運用が開始された。

ウ 関係機関・団体との連携状況

警察庁では、「地域安全活動の推進に当たっての留意事項について」(14年11月20日付け警察庁丁生企発第235号)により、都道府県警察に対し、防犯設備関係者との協力の確保について指示した。

【事例】

NPO京都府防犯設備士協会と協力し、16年5月から、構造・設備が一定の防犯性能を備えているマンションを「防犯モデルマンション」として登録する制度を開始した(京都府)。

(5) スーパーマーケットやコンビニエンスストアの防犯対策

警察庁では、平成15年12月、「コンビニエンスストア・スーパーマーケットの防犯基準」を策定し、防犯責任者、現金管理、店舗の構造、防犯設備等に関する基準を定めるとともに、関係機関・団体に対して、この基準に沿った自主防犯活動を強化するよう要請した。また、16年8月、「コンビニエンスストア・スーパーマーケット強盗防犯対策会議」において、業界団体に対して、各店舗への防犯指導の徹底、防犯訓練の実施等を要請した。

スーパーマーケットやコンビニエンスストアを対象とした深夜時間帯における強盗事件の認知状況

	12年	13年	14年	15年	16年
認知件数	394	527	468	742	680

(6) タクシー強盗対策

警察庁では、平成15年11月、国土交通省、タクシー業界団体等と共に、「タクシー強盗防犯対策会議」を開催した。また、16年3月、タクシーの防犯基準を策定するとともに、「タクシーの防犯基準の策定について」(16年3月30日付け警察庁丙生企発第20号ほか)を発出し、都道府県警察に対し、タクシーの防犯対策を推進するよう指示した。

タクシーを対象とした強盗事件の認知状況

	14年	15年	16年
認知件数	168	226	208

【事例】

埼玉県タクシー防犯協議会に働き掛け、15年7月から、車外防犯灯を備えたタクシー6,300台の窓ガラスに「防犯システム車」のステッカーを貼付させ、防犯装備を備えた車両であることを表示させることにより、強盗の未然防止を図っている(埼玉県)。

(7) 子どもを犯罪から守る対策

16年中の未成年の略取誘拐の認知件数は320件と、前年より36件(12.7%)増加した。また、全国の小学校で、侵入者が児童の生命又は身体に危険を及ぼした事案及び危険を及ぼすおそれのあった事案<sup>( )</sup>が19件発生した(前年比3件減)。

警察庁では、「教育委員会、学校等と連携した学校等における子どもの安全対策の一層の推進について」(16年1月23日付け警察庁丙生企発第6号)を都道府県警察宛てに発出し、関係機関と連携して学校の安全対策を推進するよう指示した。

( ) 課外活動を含む学校の課業時間帯において発生したものに限る。

【事例】

警察本部及び警察署において、子どもに対する声掛け事案や学校侵入事案の発生を通知する「防犯速報」を作成し、教育委員会等を通じ県内の小・中学校、高等学校に電子メール、ファックス等で情報提供を行った(埼玉県)。

3 政策所管課

生活安全企画課、捜査第一課